

定年延長

知って納得、支え合いへ ～定年延長の理解と職場づくり～

定年年齢の段階的引き上げが進む中で、今後の働き方や生活設計を考えられる方も増えてきています。本号では、定年延長に関する基本事項を整理するとともに、教職員としての任用形態について、説明します。

定年年齢と定年年度

R7年度末	R8年度末	R9年度末	R10年度末	R11年度末	R12年度末	R13年度末	R14年度末	R15年度末以降
61歳	62歳 定年			65歳				
60歳			63歳 定年		65歳			
59歳	60歳				64歳 定年	65歳		
58歳	59歳	60歳					65歳 定年	
57歳	58歳	59歳	60歳					65歳 定年

赤い部分は定年年齢までの期間、青い部分は65歳までの期間です。



赤の期間は、教諭等（管理職以外）としてのフルタイム勤務の他、次の働き方があります。

◆定年前再任用短時間（短時間のみ）

- ・赤の期間で退職（自己都合退職）し、定年退職年度末まで教諭等（管理職以外）として短時間で勤務する。

◆臨時的任用職員（常勤講師）

- ・定年に限らず、退職後、講師としてフルタイムで勤務する。

◆会計年度任用職員（非常勤講師）

- ・定年に限らず、退職後、週30時間を上限として、勤務時間に応じて勤務する。

◆高齢者部分休業

- ・55歳以上、公務の運営に支障がない場合に認める。

青の期間は次の働き方があります。

◆暫定再任用（フルタイム）

- ・定年退職し、65歳に到達する年度末までの間で教諭等（管理職以外）としてフルタイムで勤務する。

◆暫定再任用（短時間）

- ・定年退職し、65歳に到達する年度末までの間で教諭等（管理職以外）として短時間で勤務する。

◆臨時的任用職員（常勤講師）

◆会計年度任用職員（非常勤講師）

【Q】60歳以降の給与は？

【A】60歳に達した日後の最初の4月1日以後、一部の手当を除き**7割水準**となります。定年前再任用短時間や暫定再任用（短時間）の方は、その7割水準になった給与（職務の級に応じて上限あり）をベースにして勤務時間の割合（フルタイムを1とする）を乗じた額が給与月額になります。

定年引き上げに関する資料掲載ページへのリンク先です。



<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1408277/teinennhikiage.pdf>

定年延長は、決して他人事ではなく、私たち一人一人のこれからの働き方に関わる制度です。制度を正しく理解することはもちろん、多様な働き方を選択する教職員がいることを互いに理解し、尊重し合える職場風土を大切にしていきたいと考えます。定年延長に関することでお聞きになりたいことがありましたら、東部教育局にご連絡ください。